

西川町ふるさとづくり寄附条例をここに公布する。

平成20年6月16日

西川町長 近 松 捷 一

西川町条例第18号

西川町ふるさとづくり寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、本町が実施する特色あるまちづくり事業等に対し寄附金を募り、寄附者のふるさとを守り育てる思いを反映し、個性豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業分野)

第2条 この条例に基づき寄附金を受ける事業分野は、次に掲げるものとする。

- (1) 特色あるまちづくりに関する事業分野
- (2) 都市と地方の格差の解消に関する事業分野
- (3) その他目的達成のために町長が必要と認める事業分野

(基金の設置)

第3条 町長は、寄附者から收受した寄附金を適正に管理運用するために、西川町ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業分野の指定)

第4条 寄附者は、寄附金を運用する事業分野について、あらかじめ第2条各号の事業分野から指定することができる。

2 この条例に基づいて收受した寄附金のうち前項の規定による指定がない寄附金については、町長が当該事業分野の指定を行うものとする。

(積立て)

第5条 町長は、第2条の事業分野に対し寄附された寄附金を基金に積み立てるものとする。

(管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、「般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第8条 基金は、第2条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。